

国の基本指針の概要と市町村子ども・子育て支援事業計画について

1. 基本指針と市町村子ども・子育て支援事業計画の法的位置づけ

【子ども・子育て支援法第60条】

内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保とその他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）を定めるものとする。

【子ども・子育て支援法第61条】

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする。

2. 基本指針の構成

- ① 子ども・子育て支援の意義に関する事項
- ② 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- ③ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- ④ 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- ⑤ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑥ その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3. 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困などの社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成

していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。

○乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他社への信頼感の醸成、乳児期における他社との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。

○子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

○社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

4. 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

【必須記載事項】

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」
- 3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【任意記載事項】

- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本理念
- 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

【必須事項】

必須1. 教育・保育提供区域の設定

○「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定する

必須2. 教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

○教育・保育提供区域ごとに、幼児期の学校教育・保育の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて、計画期間における「量の見込み」及び設定した「量に見込み」に対応する「確保の内容」、「実施時期」を設定する

○認定の区分に加え、0歳、1－2歳、3－5歳の3区分で設定する。

【1号認定】3－5歳、幼児期の学校教育のみ（幼稚園・認定こども園）

【2号認定】3－5歳、保育の必要性あり（認可保育所・認定こども園）

【3号認定】0－2歳、保育の必要性あり（認可保育所・認定こども園）

○教育・保育施設、特定地域型保育事業別に設定する。

○待機児童の中心である0－2歳の子どもの保育利用率について、計画期間内における目標値を設定する

(イメージ)

		○年度					
		1号	(注) 2号		3号	0歳	1・2歳
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み		497	863	1,187	581	170	411
②確保方策	特定教育・保育施設	※を除く 499	－	804	702	191	511
	確認を受けない幼稚園	550	－	－	－	－	－
	幼稚園及び預かり保育	※ 257	－	－	－	－	－
	特定地域型保育事業	－	－	－	－	－	－
	認可外保育施設	－	－	0	68	39	29
	合計	1,306		804	770	230	540
過不足(②-①)		552		198	189	60	129
		幼稚園 ←		→ 保育所			

必須3. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

○教育・保育提供区域ごとに、市町村に居住する子どもの、地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえ、計画期間における「量の見込み」及び設定した「量の見込み」に対応する「確保の内容」、「実施時期」を設定する。

(イメージ)

利用者支援事業	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
需要量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2

※各事業ごとに記載

地域子ども・子育て支援事業（13事業）

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 時間外保育（延長保育）事業
- ⑩ 病児（病後児）保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進事業

必須4. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

○認定こども園の普及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方、その推進方策、地域における教育・保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定める

【任意記載事項】

任意1. 基本理念

○市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること

任意2. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○育児休業満了日（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることに留意
○産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等・市町村の実情に応じた施策を定めること

任意3. 子どもに関する専門的な知識及び技術に要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

○都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

任意4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

○仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること

任意5. 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時期

○市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時期を定めること

任意6. 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

○市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること

任意7. 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検および評価

○各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること

【基本指針の改正方針案について】

○令和元年6月を目途に改正予定

・別紙のとおり

基本指針の改訂方針案について

基本指針の改訂について、必要に応じ再度ご議論いただいた上で、6月を目途に予定している。

改訂を検討中の主な項目

- (1) 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。
 - ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
 - ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二2(二)(1)関係）
 - ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するよう配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二2(二)(1)関係）
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六3関係）
- (2) 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改訂に関する事項について見直し。
 - ・ 平成28年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等の反映（第三の三2(一)、四5(一)・(二)関係）

改正を検討中の主な項目(続き)

(3) 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一六、別表第三の三関係)

※ これらの他、第198回国会(常会)に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討。

参 考

○子ども・子育て支援法(平24法65)
(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3・4 (略)